

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可、確認及び利用定員について

1 概要

乳児等通園支援事業の児童福祉法による事業の「認可」と子ども・子育て支援法による支給対象事業者の「確認」、利用定員の設定になります。

事業者は市の「認可」・「確認※①」を受ける必要があります。

2 認可、確認及び利用定員など主な内容

| | 私立 | | 公立 | |
|------------------|--------------------------------|---------------------|-----------------|--------------|
| 事業者 | 学校法人 明睦学園 | | 蒲郡市 | |
| 施設名 | 鹿島こども園 | むつみの丘 (小規模保育事業所) | 西部保育園 | 府相保育園 |
| 所在地 | 鹿島町長田 34 番地 1 | 竹谷町道泉 9 番地 9 | 神ノ郷町老町田 14 番地 5 | 丸山町 3 番 34 号 |
| 開所日 | 月曜日から金曜日まで | | | |
| 閉所日 | 土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日まで | | | |
| 実施時間 | ①9時から11時まで ②正午から14時まで | | | |
| 種別 | 一般型 | | | |
| 利用定員 (1時間当たり) | 3名 | 3名 | 3名 | 3名 |
| 利用料 (1時間当たり) | 300円 | | 負担なし(令和8年度) | |
| 利用方法 | 定期利用方式 (利用の週、曜日、時間帯を固定する方式) | | | |
| 開始予定日 | 令和8年4月1日 | | | |
| その他 | 給食の提供はなし | | | |

3 令和8年度及び9年度の利用可能時間について

上限を月4時間※②とする予定(国が定める時間は月10時間)

※① 市の条例が制定されるまでの間は、内閣府令の経過措置の規定により、同府令の規定に基づいた確認。市の条例は蒲郡市議会3月定例会に上程予定。

※② 月4時間とするために必要な条例を蒲郡市議会3月定例会に上程予定。

《参考》

○児童福祉法（抜粋）

第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

② 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

③ 略

④ 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

○子ども・子育て支援法（抜粋）

（特定乳児等通園支援事業者の確認）

第54条の2 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

② 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所（乳児等通園支援を行う事業所をいう。第55第2項第1号及び第2号並びに第56条第1項において同じ。）ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。

③ 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。